

国名	台湾
公的年金の体系	
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	<ul style="list-style-type: none"> ・◎軍人 (軍人保険) ・◎公務員 (公立学校教職員を含む。以下同じ) (公務員教職員保険) ・◎私立学校教職員 (同) ・◎15歳以上65歳未満の労働者 (労働者保険) ・◎上記以外の25歳以上65歳未満の者 (国民年金) ・×外国人 (ただし、公私立学校教職員、民間企業の労働者は加入可)
保険料率	<ul style="list-style-type: none"> ・軍人 (軍人保険) 9.94% ・公務員 (公務員教職員保険) 8.28% ・私立学校教職員 (同) 8.28% ・労働者 (労働者保険) 10% ・上記以外の者 (国民年金) 9%
支給開始年齢	<ul style="list-style-type: none"> ・退役時 (一時金) (軍人保険) ・一次養老給付 (一時金) 55歳 (公務員教職員保険) ・養老年金給付 (年金) 55歳, 60歳又は65歳のいずれか (同) ・62歳 (労働者保険) ・65歳 (国民年金)
基本給付額	
給付の構造	<ul style="list-style-type: none"> ・退役給付 (軍人保険) 被保険者期間により最高で月給45か月分 ・一次養老給付 被保険者期間により最高で月給42か月分 (公務員教職員保険) ・養老年金給付 退職前10年間の平均賃金 × 被保険者期間 × 給付乗率 (0.75~1.3%) (同) ・老年給付 (労働者保険) 以下の計算式のうち、受給額が高いほうで算定される。 ①平均標準報酬月額 × 被保険者期間 × 0.775% + 3,000元 ②平均標準報酬月額 × 被保険者期間 × 1.5% ・老年年金給付 (国民年金) 以下の計算式のうち、受給額が高いほうで算定される。 ①納付済保険料 × 被保険者期間 × 0.65% + 3,772元 ②納付済保険料 × 被保険者期間 × 1.3%
所得再分配	すべての制度にあり
公的年金の財政方式	<ul style="list-style-type: none"> ・賦課方式 (軍人保険) ・事前積立方式と賦課方式の混合方式 (公務員教職員保険) ・同 (労働者保険) ・修正賦課方式 (国民年金)
国庫負担	<ul style="list-style-type: none"> ・軍人 (軍人保険) 65% ・公務員 (公務員教職員保険) 65% ・私立学校教職員 (同) 32.5% ・労働者 (労働者保険) 10% ・上記以外の者 (国民年金) 40%
年金制度における最低保障	<ul style="list-style-type: none"> ・給与5か月分 (軍人保険) ・3,000元 (労働者保険) ・3,772元 (国民年金)
無年金者への措置	公的扶助 (社会救助) や各種社会手当 (中低収入老人生活津貼等) で対応
公的年金と私的年金	軍人、公務員、私立学校教職員及び労働者には強制加入の退職金あり
国民への個人年金情報の提供	ネット上で自らの被保険者期間やその詳細について調べることができる。

(根岸 忠・高知県立大学文化学部准教授)